

野辺地町部活動地域展開推進計画（案）

令和8年1月

野辺地町教育委員会

目 次

1 推進計画策定の背景	1
(1) 国の動向	
(2) 青森県の動向	
(3) 野辺地町の動向	
2 野辺地中学校の現状	2
(1) 生徒数の推移	
(2) 部活動の状況	
3 中学校部活動の地域展開に向けた今後の取組	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 地域展開推進計画期間	
(3) 地域クラブ活動に関する認定制度	
(4) 課題と対応	
ア 指導者	
イ 活動場所	
ウ 保護者負担	
エ 管理責任	
オ (仮称) 地域クラブ活動連絡調整会議	
カ 補助金申請等の簡素化	

1 推進計画策定の背景

(1) 国の動向

文部科学省では、急激な少子化の進展等により、従来のような形での部活動の実施が困難となってきている中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として、部活動の地域クラブ活動への移行等を推進してきました。

令和7年12月には、令和8年度以降の部活動改革の方向性や支援策等の取組方針となる「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和13年度までを「改革実行期間」として、休日は原則全ての部活動において地域展開の実現を目指し、平日についても各種課題を解消しつつ、更なる改革を推進していくこととしました。

(2) 青森県の動向

青森県教育委員会では、県内の公立中学校における休日の部活動の地域移行について、全ての市町村が足並みをそろえて取り組んでいけるよう、令和5年4月に「公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定しました。

また、令和6年3月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」を策定し、教職員の負担軽減を考慮した学校部活動の取組や、新たな地域クラブ活動の実施に当たって最低限留意すべき事項が示されました。

一方で、地域クラブが指導者を確保するための人材バンクを設置するとともに、関係者間の連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の資質向上に向けて、県内の市町村の支援を行っています。

(3) 野辺地町の動向

当町においても、少子化の影響により、中学校の部活動数及び部活動に加入する生徒数が減少し、その傾向は今後も続くことが見込まれています。加えて、教職員の部活動指導を含めた学校の働き方改革を進めていく中で、部活動を適正に維持・運営していくことはますます困難になっていくものと考えられます。

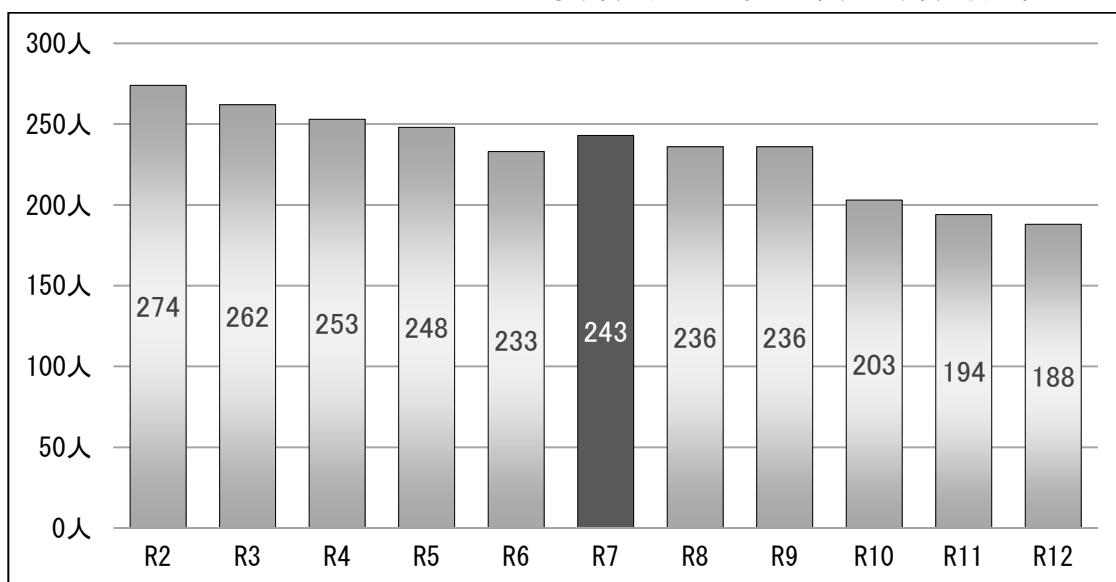
このことから、令和6年2月に「学校部活動地域移行に関する教職員アンケート調査」を実施し、教職員の意向を確認するとともに、町内の各クラブ等との意見交換を行うなど、部活動の地域展開に向けた検討を進めてきました。

以上のことから、当町における中学校部活動の地域展開に係る取組方針を示すため、本推進計画を策定したものです。本推進計画に基づき、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体及び保護者が、「地域の子どもたちは、学校含めた地域で育てる」という意識の下、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

2 野辺地中学校の現状

(1) 生徒数の推移

毎年度 5月 1日時点（令和 8 年度以降は見込み）

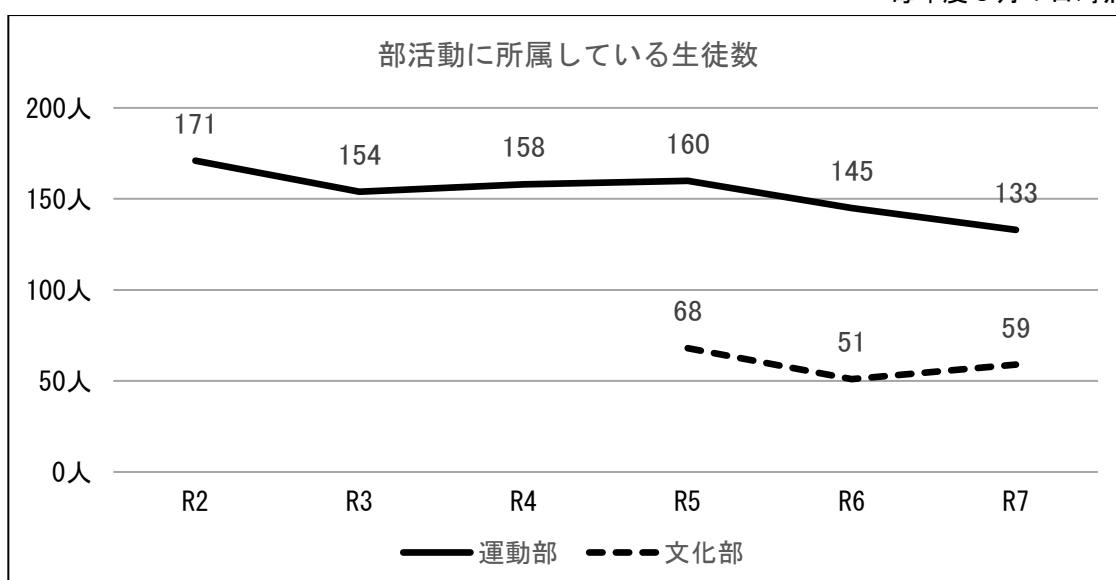


令和 7 年度の生徒数は 243 人であり、5 年前の令和 2 年度と比較して 31 人減少しました。令和 8 年度以降も減少傾向は続き、令和 11 年度からは 200 人を下回る見込みとなっています。

少子化の進行による生徒数の減少は、団体競技でのチーム編成ができないなど、部活動における日々の活動や大会参加等に大きく影響を及ぼしています。

(2) 部活動の状況

毎年度 5月 1日時点



部活動別の所属生徒数

5月1日時点（人）

区分	運動部									文化部			合計	※参考 地域クラブ加入者	
	陸上	バスケットボール	バドミントン	ソフトテニス	卓球	柔道	スキー	ハンドボール	(小計)	吹奏楽	美術	英語			
令和7年度	15	24	16	25	17	6	2	28	133	21	23	15	59	192	38
令和6年度	16	29	20	17	27	2	3	31	145	24	21	6	51	196	29

※部活動と地域クラブの重複加入を含む。

令和2年度以降、部活動に所属している生徒数は、運動部及び文化部とも年度間での増減はあるものの、全体的に減少傾向にあります。

また、部活動別の所属生徒数では、令和7年度と令和6年度を比較し、運動部では12人の減少、文化部では8人の増加、全体では4人の減少となっています。

なお、地域クラブ加入者数は9人増加しています。

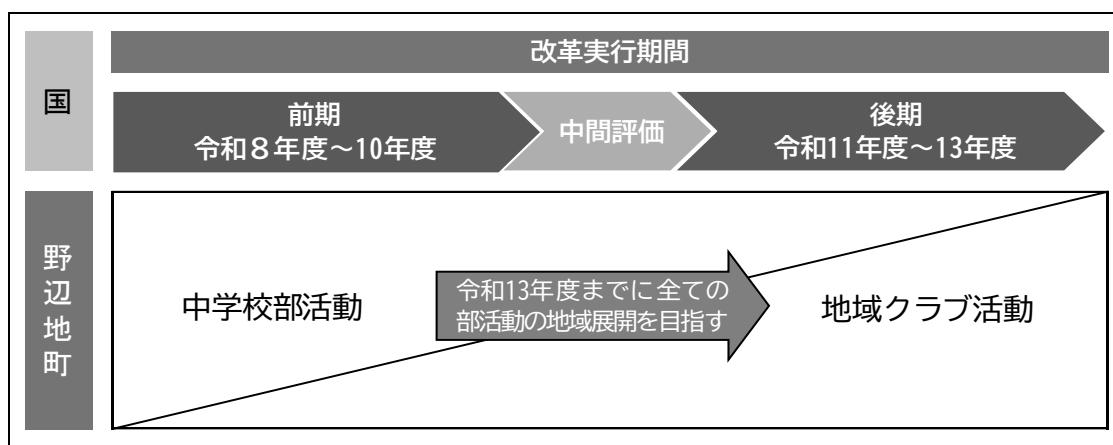
3 中学校部活動の地域展開に向けた今後の取組

(1) 基本的な考え方

町教育委員会は学校との連携の下、部活動ごとに地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら指導者を含めた受け皿となる運営団体等について検討し、地域展開に係る課題と対策を整理した上で、休日又は休日・平日の地域展開が可能な部活動から順次取組を進めていきます。

(2) 地域展開推進計画期間

国の改革実行期間に合わせ、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とし、最終年度の令和13年度までには、全ての部活動において休日及び平日の地域展開を完了することを目指します。



(3) 地域クラブ活動に関する認定制度

安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進を図るとともに、活動に対する公的支援、生徒の大会・コンクールへの円滑な参加等の取組を進めるため、町教育委員会では、スポーツ庁・文化庁が示す認定要件に基づき、地域クラブ活動に関する認定制度を導入します。

(4) 課題と対応

ア 指導者

町教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し、青森県教育委員会が設置・運営する「地域クラブ活動・学校部活動指導者人材バンク」の活用するとともに、多様な媒体を通して指導者の確保に努めます。

また、指導者の資格取得・更新費用に対する支援を行うとともに、合理的で、かつ、効率的・効果的な活動の推進及び暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切な行為の根絶に向けた研修などの機会を提供します。

なお、地域クラブで指導を希望する教職員は、町教育委員会へ申請し兼業が認められた場合には、各クラブと雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、報酬を受け取って指導することが可能です。

イ 活動場所

中学校施設及び町の公共施設の使用を可能な限り許可するものとします。各施設の確保に当たっては、年間を通した使用計画をもって使用者と施設管理者とで調整を行います。

また、施設管理者は、地域展開によるクラブ活動については低廉な使用料を認めるなど、利用しやすい環境づくりに努めます。

ウ 保護者負担

部活動が地域クラブ活動に移行することに伴い、クラブ活動の維持・運営費、保険料、大会等への参加料・移動費などの保護者負担（会費）が発生します。各クラブは、生徒や保護者の理解を得つつ、必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定するものとします。

町教育委員会は、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、各クラブの活動費用に対する支援の取組を進めます。また、生活困窮世帯が資金面で地域クラブ活動への参加を諦めないようにするための支援を行います。

エ 管理責任

地域クラブの活動は、学校の管理下ではないため、各クラブが管理責任を負うことになります。そのため、各クラブにおいて生徒、指導者等のケガや事故等を補償する保険へ加入する必要があります。

オ （仮称）地域クラブ活動連絡調整会議

地域クラブ活動を推進していくに当たり、行政、学校、各クラブ、保護者代表等が相互の連携を密にし、情報を共有していくための連絡調整会議を設置します。

カ 補助金申請等の簡素化

地域クラブの事務的な負担軽減を図るため、町に対する補助金交付申請の手続等をインターネットから行えるよう検討します。